

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一
- 基本測量の終了……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の実施（三件）……（同）…一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更………二
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可………二
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 建築基準法による一団地の区域………二
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）………三
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）………五
- ………（同）…五
- 都道の区域変更………（建設局道路管理部路政課）…七
- 告示（水）
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正………八
- 告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正……………八

### 公告

○権利変換計画の変更………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一〇

## 告示

### ●東京都告示第三百十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十一年三月二十六日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス

(二) 代表者氏名 代表取締役 清原 雅人

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目五番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七八三九九号

(五) 免許年月日 平成二十七年四月七日

### ●東京都告示第三百十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示す

る。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置作業）

三 測量の区域 三宅島三宅村地内

四 測量の期間 平成三十年七月二日から同年十月三十一日まで

### ●東京都告示第三百十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）

三 測量の区域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町及び青ヶ島村青ヶ島各地内

四 測量の期間 平成三十一年二月二十一日から同年三月二十日まで

### ●東京都告示第三百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市北野町地内
- 四 測量の期間 平成三十一年二月二十五日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第三百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影)
- 三 測量の区域 足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、板橋区、北区、江東区及び墨田区各地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十九日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第三百十七号

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成十八年三月十七日
- 四 事業施行期間 平成十八年三月十七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 変更の内容 事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長する。
- 六 変更の年月日 平成三十一年三月十三日

●東京都告示第三百十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成二十五年七月三十一日から平成三十六年三月三十一日まで

一日まで

- 三 施行地区 品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 品川区西品川一丁目一番一号 平成二十五年七月三十一日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成三十一年三月十三日

●東京都告示第三百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 中央区晴海五丁目五百二番 平成三十一年三月四日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

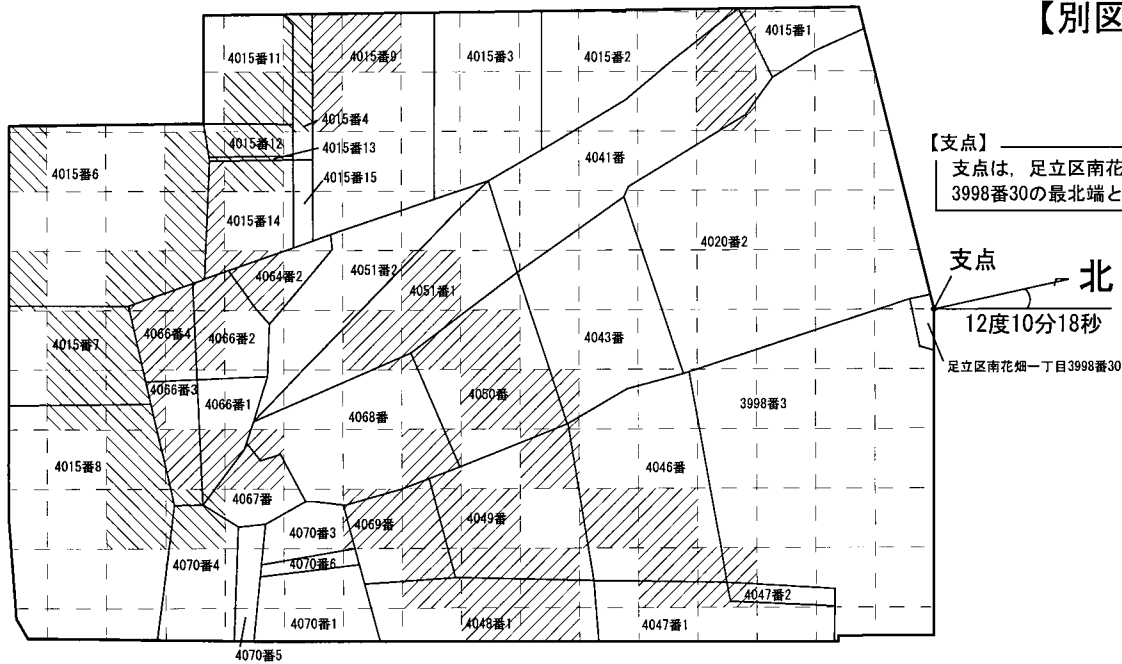
平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区南花畑一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

【別図】



【支点】 支点は、足立区南花畑一丁目3998番30の最北端とする。

支点 北 12度10分18秒 足立区南花畑一丁目3998番30

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第742号により指定した区域)
- 筆境界

【格子の回転角度(12度10分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日

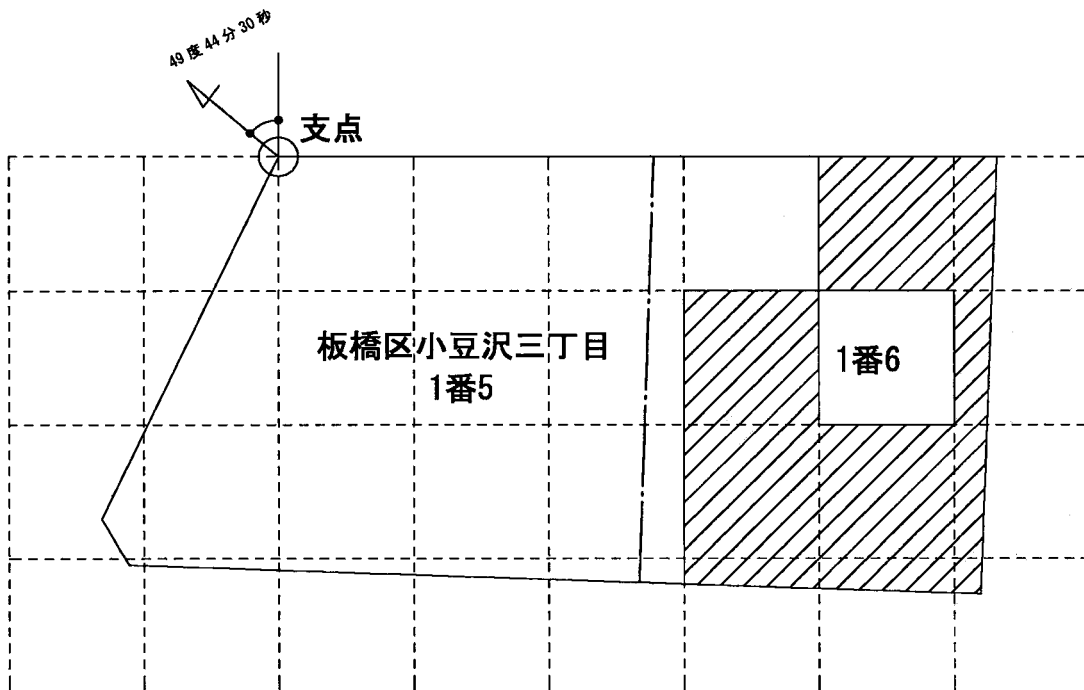
東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(板橋区小豆沢三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【支点】

支点は、板橋区小豆沢三丁目1番5の最北端とする。

【格子の回転角度(49度44分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

—— : 調査対象地

- - - : 筆境界

- - - : 単位区画

▨ : 要措置区域

●東京都告示第三百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百三  
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

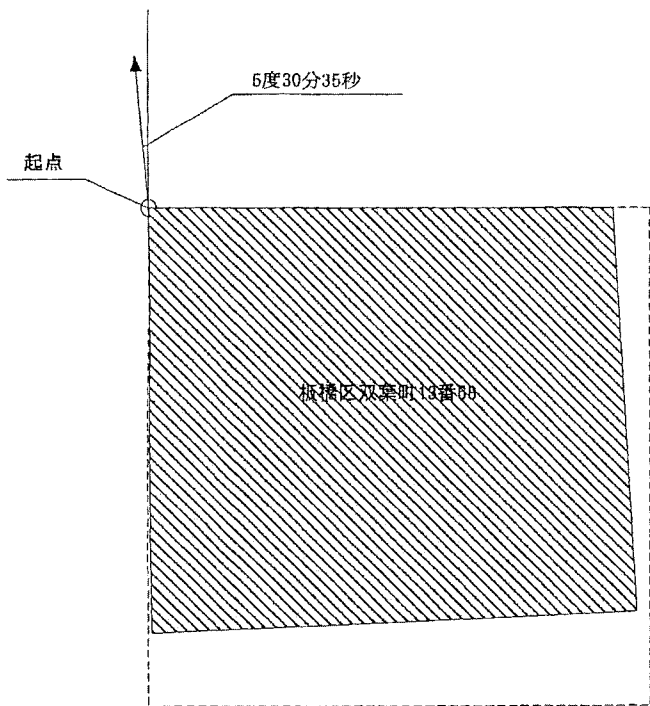
一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区双葉町地  
内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及び  
その化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物


四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】  
起点は板橋区双葉町13番68  
の最北端とする。

【格子の回転角度(5度30分35秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東  
西方向及び南北方向に引いた線並び  
にこれらと平行して10m間隔で引いた  
線により構成されている格子を、起  
点を中心として、右回りに回転させ  
た角度を示す。

- 【凡例】
- 単位区画
  - 敷地境界
  -  指定を解除する区域  
(平成30年東京都告示第1603号に  
より指定した区域)

●東京都告示第三百二十三号

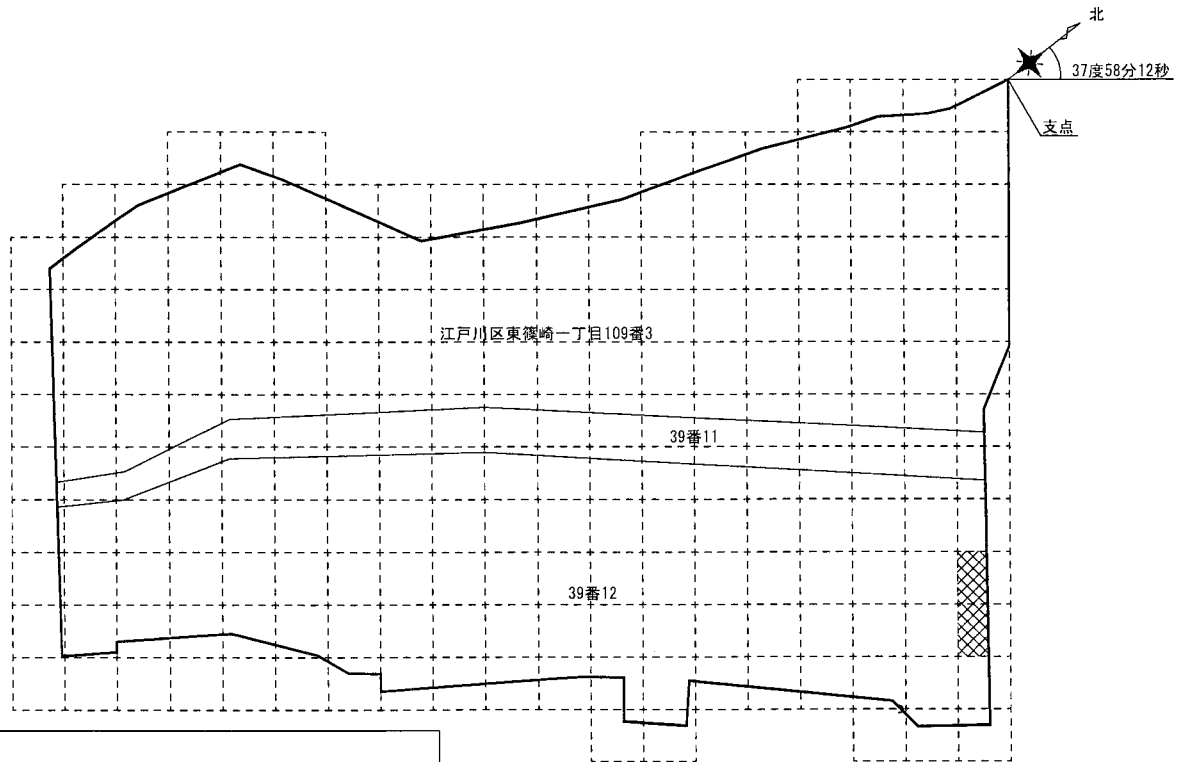
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東篠崎一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】

支点は、江戸川区東篠崎一丁目109番3の最北端とする。

【格子の回転角度 37度58分12秒】

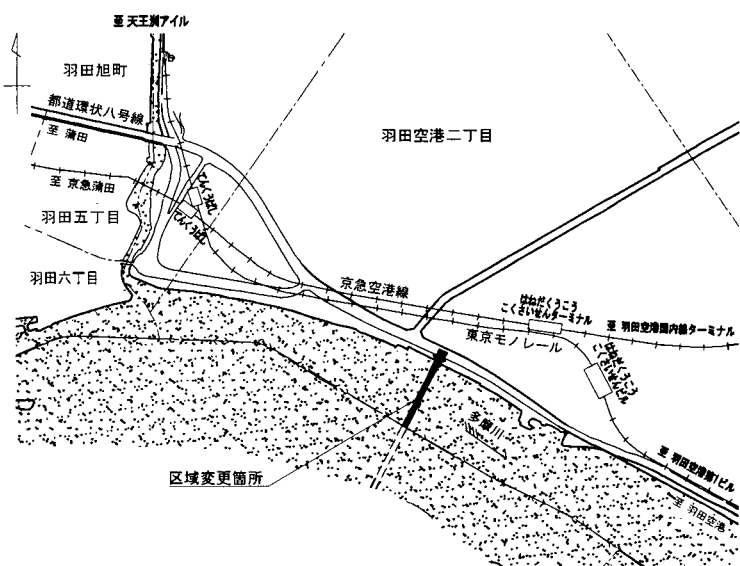
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 単位区画境界
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨▨▨ 指定を解除する区域

別図

都道環状八号線区域変更略図  
大田区羽田空港二丁目地内



都道  
編入区域  
計画線  
延長 二七六・九七メートル  
面積 五、四四三・六一平方メートル

●東京都告示第三百二十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月十三日から起算して

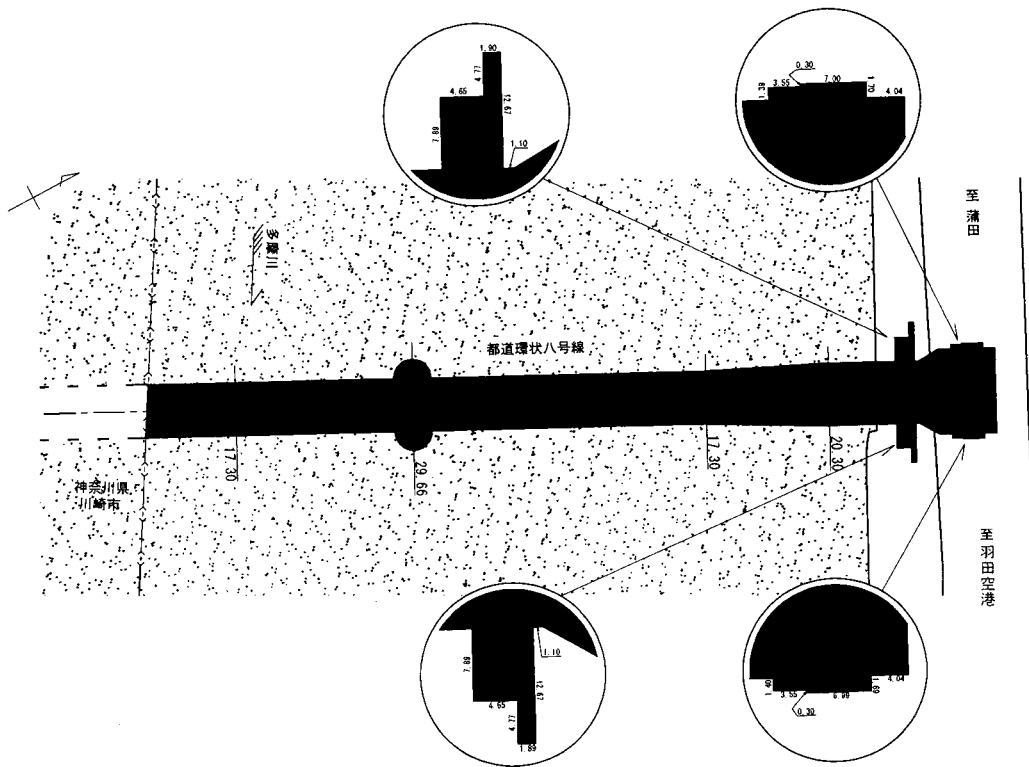
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月十三日  
一 路線名 環状八号  
東京都知事 小池百合子

大田区羽田空港二丁目

100m

至蒲田

至羽田空港



二 変更の区間 大田区羽田空港二丁目十番三地内から同所同番地先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示（水）

●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局  
出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を  
次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月十三日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 収納取扱金融機関の表（一）納入者から公金を収納する事  
務を行う機関の部株式会社関西アーバン銀行の項中「株式  
会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に  
改める。

告 示（消）

●東京消防庁告示第2号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17  
号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

東京消防庁

消防総監 村 上 研 一

第2条中「証券」の次に「及び石油コンビナート等災害  
防止法（昭和50年法律第84号）第40条第2項の証明書」を  
加える。

第10条第2号中「放射性同位元素等による放射線障害の  
防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する  
法律」に改める。

第12条第1項第1号の表一般講習の項中「火災予防条例  
施行規則」を「条規則」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。



別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

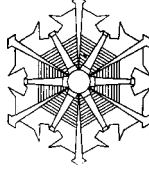
三二一  
文消地  
字防色  
は章は  
、白  
黒、色  
色と  
とす  
る。  
直徑  
二  
十  
二  
ミ  
リ  
メ  
ー  
ト  
ル  
と  
す  
る。

第 号

## 立 入 検 査 証

氏 名  
生年月日

(写真)



30 ミリメートル  
24 ミリメートル

上記の者は、消防法第4条、第16条の3の2、第16条の5及び第34条並びに石油コンビナート等災害防止法第40条の規定により立入検査を行う権限を有する。

有効期限

東京消防庁 印

Tokyo Fire Department

70 ミリメートル

100 ミリメートル

(裏)

### 消 防 法 抜 粹

第4条第1項 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員(消防本部を所管しない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員、第3条の3第2項を添え、以下同じ。)にあらゆる仕事場、工場若しくは公共の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれがあるため、緊急の必要がある場合でなければ立ち入らせてはならない。

第4条第2項 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長が定める証書を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

第16条の3の2第2項 貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を生ずる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員にこれら場所に入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

第16条の3の2第3項 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

第16条の5第1項 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のために必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っているとするすべての場所(以下この項において、「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のために必要最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であること疑いのある物を収去させることができる。

第16条の5第2項 消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のために必要があると認めるときは、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第16条の5第3項 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第34条第1項 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入り、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第34条第2項 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

### 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 災 害 防 止 法 抜 粹

第40条第1項 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するために必要と認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第40条第2項 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定は、同年9月1日から施行する。(経過措置)

2 この告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第1号による立入検査証で、現に効力を有するものは、平成35年8月26日までの間は、この告示による改正後の火災予防施行規程別記様式第1号による立入検査証とみなす。

公 告

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月十三日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第一種市街地再開発事業の名称 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア 東京都第一市街地整備事務所

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域 中央区晴海五丁目の一部

の名称

五 権利変換計画の認可を受けた年月日 平成二十八年四月二十六日  
六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日 平成三十一年二月二十八日

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

